

令和7年5月1日

会員 各位

新潟県薬剤師会

会長 荻野 構一

令和7年度認定実務実習指導薬剤師更新講習会の他県での受講について（ご案内）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の新潟県での認定実務実習指導薬剤師更新講習会の申し込みの受付は終了しましたが、他県で開催される更新講習会の受講を希望される場合の申込方法についてご案内いたします。

受講を希望される方は、受講資格をご確認いただき、県薬事務局へお申し込みください。

記

- 1. 受講資格：受講日現在で認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者**
※上記の受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効となります。
- 2. 参加者を募集する講習会について**
 - ・資料「関東地区調整機構 更新講習会」をご参照ください。
(開始時間は不明ですが、所要時間約60～70分の講習会です)
- 3. 申込方法：**講習会ごとに設定された**申し込み期間の締め切り2日前までに**、別紙の参加申込書(エクセルファイル)に必要事項を入力の上、メールで県薬へお送りください。(送信先メールアドレス：jj@niiyaku.or.jp)
- 4. 申し込み後の流れ**

新潟県薬で取りまとめて実施団体に申し込み、受け入れが可能であれば受講ができます。
受入可否について県薬事務局に通知が届き次第、参加費等詳細をご連絡いたします。
- 5. その他**
 - ・日本薬剤師研修センター等の研修単位は交付されません。
 - ・更新申請等の詳細は、一般社団法人薬学教育協議会ホームページ「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」(https://yaku-kyou.org/?page_id=8544)でご確認ください。
 - ・更新講習の受講証の有効期限は、受講日から3年間となります。更新の条件が整いましたら、速やかにお手続きをお願いします。

問い合わせ先：新潟県薬剤師会事務局 長谷川、峰田、須田 (TEL：025-281-7730)